



鳥取県公報

平成18年4月21日(金)
第7780号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (308) (中部総合事務所福祉保健局) 1
	指定居宅サービス事業者の廃止 (309) (＃) 2
	指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (310) (＃) 2
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (311) (＃) 3
	鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金 (312) (福祉保健課) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (313) (耕地課) 6
	土地改良事業の工事の完了 (314) (＃) 6
	土地収用法による事業の認定 (315) (管理課) 6
	包括外部監査契約の締結 (316) (行政監察室) 7
選管告示	政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (23) 8
海区漁調委告示	すくい網漁業の操業に関する指示 (1) 8

告 示

鳥取県告示第308号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月21日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ソルヘム 代表取締役 伊藤正	東伯郡琴浦町大字徳万70 - 1	グループホーム陽だまりの家とうはく	東伯郡琴浦町大字徳万70 - 1	平成18年3月30日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 会長 宮脇洋一	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷指定通所介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字旭83	平成18年4月1日

"	"	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	"
"	"	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字旭83	"
"	"	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字長瀬584	"
"	"	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊指定通所介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	"

鳥取県告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月21日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 会長 宮脇洋一	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会羽合支部	東伯郡湯梨浜町大字長瀬584	福祉用具貸与	平成18年3月31日
"	"	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊支部	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	訪問介護	"
"	"	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	東伯郡湯梨浜町大字旭83	訪問介護、福祉用具貸与	"
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 会長 川上祐一	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字赤碓1113 - 1	福祉用具貸与	"

鳥取県告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月21日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 会長 宮脇洋一	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	平成18年4月1日

鳥取県告示第311号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月21日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 会長 宮脇洋一	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会羽合支部	東伯郡湯梨浜町大字長瀬584	平成18年3月31日
”	”	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	東伯郡湯梨浜町大字旭83	”

鳥取県告示第312号

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第76号）による改正後の鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第11号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金を次のとおり承認し、平成18年4月1日から適用したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年4月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア ホール利用料

金 額

午前の利用料	午後の利用料	全日の利用料
4,890円	9,780円	15,060円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。((2)の表において同じ。)
- 時間外(午前0時から午前9時まで及び午後5時から午後12時までをいう。)に利用する場合は、1時間当たりの午後の利用料の額に100分の120を乗じて得た額をもって時間外利用料とする。
- 延長時間(正午から午後1時までをいう。)に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)は、1時間当たりの午前の利用料の額に100分の120を乗じて得た額をもって延長利用料とする。
- 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)に定める額を加算するものとする。

イ 研修室等利用料

区 分	単 位	金 額
中研修室	全室1時間につき	2,570円
	7分の5室1時間につき	1,840円
	7分の4室1時間につき	1,470円
	7分の3室1時間につき	1,100円
	7分の2室1時間につき	740円
第1小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
第2小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
学習室	1時間につき	460円
第1講師控室	1時間につき	140円
第2講師控室	1時間につき	140円
ベッド・トイレ実習室	1時間につき	1,390円
浴室実習室	1時間につき	650円
調理実習室	1時間につき	1,980円
和室実習室	1時間につき	610円
多目的工作室	1時間につき	1,260円
フリースペース	1日1平方メートルにつき	2円

備考

- 利用期間若しくは利用時間が1日未満若しくは1時間未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に1日未満若しくは1時間未満の端数があるときは、1日又は1時間として計算するものとする。
- 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。
- 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)に定める額を加算するものとする。

(2) 冷房・暖房利用料

区 分	利 用 料	
	単 位	金 額
		福祉活動を目的と 左欄以外の利用の

				した利用の場合		場合			
冷 房 ・ 暖 房 利 用 料	ホール	全室利用	冷房・暖房	午 前	970円	1,460円			
				午 後	1,950円	2,930円			
				全 日	3,010円	4,510円			
	中研修室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	7分の5室利用	冷房・暖房	1時間につき	510円	770円
					7分の4室利用	冷房・暖房	1時間につき	360円	550円
					7分の3室利用	冷房・暖房	1時間につき	290円	440円
					7分の2室利用	冷房・暖房	1時間につき	220円	330円
					7分の1室利用	冷房・暖房	1時間につき	140円	220円
	第1小研修室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	2分の1室利用	冷房・暖房	1時間につき	230円	340円
					2分の1室利用	冷房・暖房	1時間につき	110円	170円
	第2小研修室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	2分の1室利用	冷房・暖房	1時間につき	230円	340円
					2分の1室利用	冷房・暖房	1時間につき	110円	170円
	学習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	90円	130円			
	第1講師控室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	20円	40円			
	第2講師控室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	20円	40円			
	ベッド・トイレ実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	270円	410円			
	浴室実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	130円	190円			
	調理実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	390円	590円			
	和室実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	120円	180円			
多目的工作室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	250円	370円				

(3) 設備利用料

区 分		利 用 料	
室 名	設 備 名	単 位	金 額
ホール	ワイヤレスマイク (ポーカル)	本	400円
	ワイヤレスマイク (ピンマイク)	本	400円
	ビデオプロジェクター	台	400円
	書画カメラ	台	400円
	スポットライト	一式	400円
	CDプレーヤー	台	400円
	ダブルカセットデッキ	台	400円
	ビデオデッキ	台	400円
	コンセント	口	200円
多目的工作室	陶芸用設備 (本焼き)	一式	400円
	陶芸用設備 (素焼き)	一式	340円

備考

- 1 ホールの項の金額は1回当たりの利用料の額を示し、利用回数は午前及び午後の区分ごとに1回とみなすものとする。
- 2 多目的工作室の項の金額は、利用者1人当たりの額を示すものとする。

2 承認年月日

平成18年3月31日

鳥取県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、灘手土地改良区の定款の変更を平成18年4月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年4月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年4月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
江府町	土地総合整備事業 俣野地区 区画整理	平成9年3月25日
"	農村振興総合整備事業 久連地区 区画整理 1工区、2工区	平成16年3月30日
"	基盤整備促進事業 武庫地区 区画整理	平成17年3月25日

鳥取県告示第315号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

鳥取市

2 事業の種類

農業集落排水事業河内地区汚物処理施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 鳥取市河内字浅原地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水事業河内地区汚物処理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、農業集落排水施設を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である鳥取市は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理区域内で、ポンプによる圧送区間を可能な限り短くし、自然流下を多用することができる位置にある土地（以下「本件土地」という。）に農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生産性の高い農業の実現及び活力ある農村社会の形成に資することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分に配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、周辺住宅に与える環境上の影響が少ないこと、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

鳥取市秋里903

鳥取市環境下水道部下水道計画課

鳥取県告示第316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|-------------|---|
| 1 契約の相手方 | 住所 米子市旗ヶ崎一丁目28 - 19
氏名 植田 昭 |
| 2 契約期間の始期 | 平成18年4月1日 |
| 3 費用の額の算定方法 | 1,500万円を上限として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算して算定する。 |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。 |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、平成18年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年4月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
新しい境港を創る会	森田英雄	渡辺将利	境港市上道町3402 - 1
森田ひでおを支援する会	森脇建雄	渡邊将利	境港市上道町3402
河越良二後援会	森下光明	中井裕謹	鳥取市瓦町605
水沢健一後援会	平岡浩一郎	木村幹夫	境港市小篠津町480
やまべ紘一郎後援会	平島松男	山里富久	鳥取市福部町高江53 - 7
宇田川弘後援会	宇田川禎二	木山文	西伯郡南部町天萬937 - 1
景山浩後援会	種温祥	景山由美	西伯郡南部町阿賀483
鎌谷収後援会	橋本清治	鎌谷正一	八頭郡八頭町船岡1077
五弦会	山脇隆	土橋満	鳥取市国府町中河原78 - 3
中村弘行後援会	川上了	中村芳子	鳥取市国府町新通り二丁目354
松本林太郎後援会	松本靖	谷口幸治	八頭郡八頭町坂田122
村田かずみ後援会	村田一美	村田一美	東伯郡北栄町国坂1564
龍昇会	松坂雄二	松坂雄二	米子市上福原三丁目2 - 47

海区漁業調整委員会告示

鳥取県海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成18年4月21日

鳥取海区漁業調整委員会会長 森 本 成 人

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成18年5月1日から同年9月30日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

ウ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

エ 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

オ 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

1の(4)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

